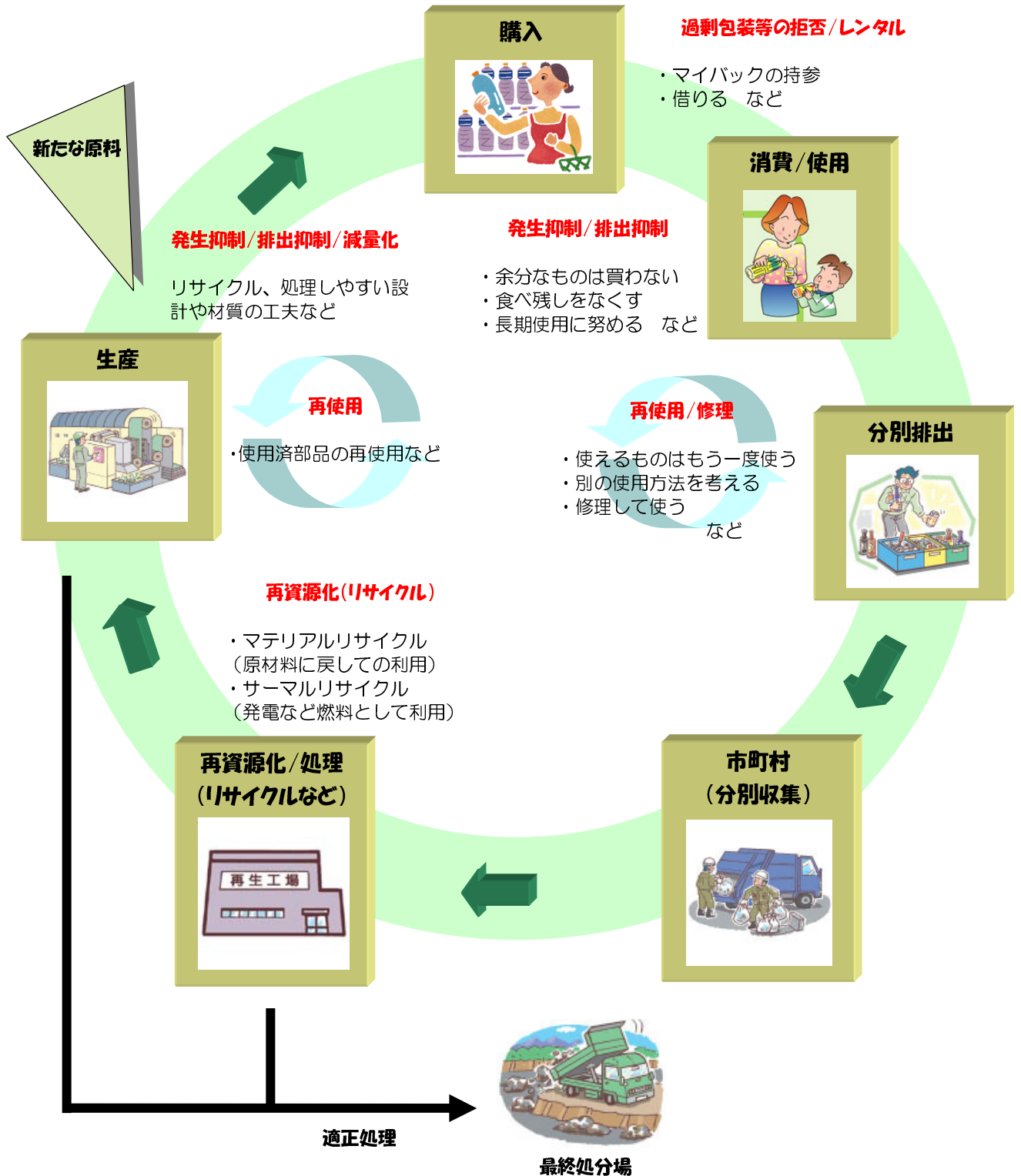


第3章 自分でできるリサイクル

1. めざすべき「循環型社会」とは…

「循環型社会」とは、ごみそのものの発生を少なくし、ごみとして捨てていた物を再使用、再生利用したりして、ごみとして処分する物をできるだけ少なくすることで、物質循環が実現し、資源の消費が抑えられ、環境への負荷をできるだけ少なくする社会のことです。



2. 私たちにできる「6R」

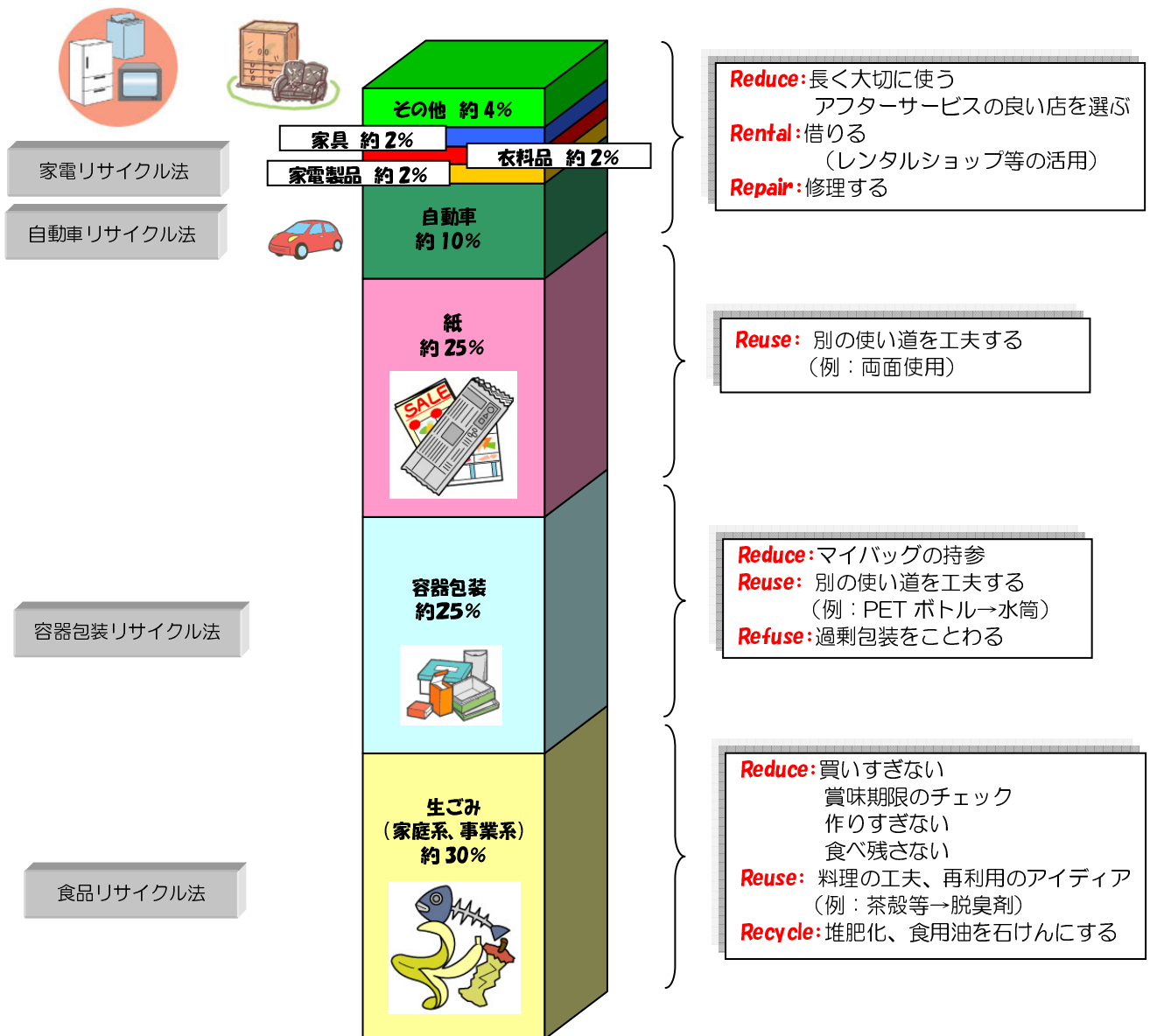
次世代の子どもたちがこの地球で安全・健康に生活していくために、いま私たちにできることは何でしょうか？

奈良県では、循環型社会に向け、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）、Refuse（リフューズ：過剰包装等の拒否）、Repair（リペアー：修理）、Rental（レンタル）の6つの「R」を「ごみ」を減らすキーワードとしています。この6つの「R」を基本に、できることから始めましょう！

各種リサイクル法

ごみ組成

私たちにできる「6R」



【コラム①：リサイクルマーク】

○商品を購入する際に役立つマーク

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として（財）古紙再生促進センターが1981年（昭和56年）5月に制定したマークです。

（財）古紙再生促進センター

〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9 新富町ビル 4F TEL:03-3537-6822



エコマーク

環境保全に役立つと認められた製品に表示されるマークです。私たちのまわりにある様々な商品の中で、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品につけられます。消費者のみなさんがこのマークを見て、暮らしと環境の関わりを考えたり、環境にやさしい商品選択に役立てていただくことを目的としています。エコマークは（財）日本環境協会の登録商標になっており、申込者と当協会の間で使用に関する契約を結んだ方がのみが付けられます。

（財）日本環境協会 エコマーク事務局

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-11-9 ダヴィンチ神谷町 2F TEL:03-5114-1255



再生紙使用マーク(Rマーク)

Rマークは、3R活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。古紙配合率が一目で判るように、再生紙を使用して作成したあらゆる印刷物に再生紙使用マークを刷り込んで表示してもらうことで、古紙使用製品の利用を促進し、古紙の需要の増加を図ることを目的としています。

3R活動推進フォーラム 事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-3-11 IPBお茶の水7F (社)全国都市清掃会議内 TEL: 03-6908-7311



その他マーク

・PETボトルリサイクル推奨マーク

PETボトル再生フレークまたはペレットが25%以上原料として使用されている製品に表示されるマーク。

PETボトル協議会事務局

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2階 TEL:03-3662-7591



・リターナブルびんマーク(Rマークびん)

何度も洗って使用されるリターナブルびんを促進させるために表示されるマーク。

日本ガラスびん協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-15 TEL: 03-3591-3698



・牛乳パック再利用マーク

使用済牛乳パックを再使用した商品につけられているマーク

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会

〒164-0003 東京都中野区東中野 4-6-7 TEL:03-3360-1098



○分別する際に役立つマーク

識別表示マーク

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。この法律で指定表示製品に指定されているアルミ缶、スチール缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材については、消費者が容易に分別できるように、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。



アルミ

アルミ缶



スチール

スチール缶



PET

PET ボトル



紙

紙製容器包装



プラ

プラスチック製容器包



Ni-Cd

ニカド電池



Ni-MH

小型二次電池

密閉型ニッケル
・水素蓄電池



Li-ion

リチウム二次電池



Pb

小型二次電池

小形シール鉛蓄電池

∞ PVC

塩化ビニル製
建設資材

その他マーク

法的な表示義務はありませんが、リユース・リサイクルを進めるために業界団体等が製品の素材や回収ルートがあることを表示するマークがあります。

飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会）

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館 TEL:03-3264-3903



段ボールリサイクル協議会

〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 全国段ボール工業組合連合会内

TEL:03-3248-4853



ダンボール

奈良県リサイクル認定製品

主として県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造・加工されたりサイクル製品で、奈良県知事が認定したものです。認定製品には、右記のマークが付けられています。



奈良県リサイクル認定製品

（参考）環境省では、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる情報（マーク等）を広く紹介しています。

「環境ラベル等データベース（環境省総合環境政策局）」

ホームページアドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>